

## 神奈川県行政書士会 湘南支部 共済・旅費等規程

### 第1条 目的

この規程は、神奈川県行政書士会湘南支部（以下、「支部」という。）の会員（以下、「会員」という。）に関する共済金の支給及び旅費について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 共済金の支給

会員が、次の各号に該当するときは、支部の共済事業としてそれぞれ共済金を支給する。

会員の結婚	10,000円
会員の罹災	10,000円
会員の入院1か月	5,000円
会員の死亡	20,000円及び花輪又は生花
会員の配偶者の死亡	10,000円及び花輪又は生花
会員の一親等の死亡	10,000円

2. 前項の共済金は、該当した会員（または親族）が支部役員に申し出ることにより支給される。

3. 第1項の事由発生より1カ年を経過した時は、共済金を請求することができない。

### 第3条 旅費等の支給

会員が、次の各号に該当するときは、それぞれ旅費等を支給する。ただし、同日の一連の支部活動及び市役所等からの謝金を受領する場合には重複支給を行わない。

幹事会、部長会及び部会の出席者	3,000円
研修会及び講習会の運営者	3,000円
市役所等の公的無料相談会の相談員	3,500円
街頭無料相談会及び六士業無料相談会の相談員	3,000円
研修会及び講習会の講師	10,000円
その他部長会で必要と認める旅費	3,000円

2. 支部長は、前項各号において特段の事情があると判断した場合、その内容を部長会に諮り、部長会の決定により当該案件に限り、その金額を修正することができる。

### 第4条 外部招聘講師の謝金

支部活動としての研修会、講習会の講師を会員以外から招聘した時は、その謝金をその都度部長会において決定する。

### 第5条 改定

この規程の改定は、支部長が幹事会に諮り決議する。

#### （附 則）

1 この規程は平成16年5月15日から施行する。

2 この規程は平成17年5月14日から施行する。

3 この規程は平成22年4月1日から施行する。（平成21年12月12日決議）